

介護や福祉に関わる職員（以下介護職員等）の処遇改善については、国によりこれまで何度かの取組みが行われてきました。

2019年10月の消費税率引上げに伴う介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定においては、介護職員等の更なる処遇改善として、それぞれ「介護職員等特定処遇改善加算」「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」（以下新加算）が創設され、当社においても算定を行っております。

当該加算算定にあたっては、以下の3つの要件を満たしている必要があります

1. 現行の介護職員処遇改善加算/福祉・介護職員処遇改善加算（以下現行加算）の（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること
2. 現行加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
3. 現行加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

3の「見える化」要件とは、新加算の取得状況と賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を、介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して公表することです。

この要件に基づいた当法人の力を入れている取組みは以下のとおりです。

加算取得状況

- ・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）
- ・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）
- ・介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ）
- ・介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ）

賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容

資質の向上

・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）

労働環境・処遇の改善

- ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すものの為の休業制度等の充実

- ・有給休暇等の取得しやすい環境の整備
- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトの作成
- ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護リフト等の介護機器等の導入による業務軽減

その他

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供
- ・地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上

今後も職員の働きやすい職場環境づくりや処遇の改善に努めてまいります。